

建設工事に係る配置予定技術者の取扱いについて

同時期に発注される複数の建設工事の入札において同一人を当該複数の建設工事における配置予定技術者として入札参加申込みをした者（以下「重複申込者」という。）が、落札結果により落札した建設工事に配置予定技術者を配置することができない場合について、次のように取り扱うものとする。

1 重複申込みの報告義務

重複申込者は、入札参加申込みと同時に、配置技術者重複届出書（別記様式）により、ファクシミリをもってその旨の報告を行うものとする。ただし、工事希望型指名競争入札以外の入札の場合は、持参により提出するものとする。

2 報告対象入札

報告の対象となる入札は、同一人を配置予定技術者として申し込むものであって、次の各号に掲げるすべての要件を満たす入札とする。

- (1) 一般競争入札、公募型指名競争入札又は工事希望型指名競争入札であること。
- (2) 同時期に発注が行われる複数の入札（入札参加の申込日から開札予定日までの期間が重複しているもの）であること。
- (3) 主任技術者又は監理技術者の専任が必要な建設工事に係る入札であること。

3 落札決定方法

重複申込者の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 入札結果により、配置予定技術者がいなくなった場合は、失格とする。
- (2) 開札日が同日の場合は、落札決定の最も早い入札を有効とする。
- (3) 同一人を配置予定技術者とする複数の建設工事で誤って落札決定が行われた場合は、最も早い建設工事以外の落札決定を取り消し、入札参加条件を満たす他の者のうちで、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをしたもののうち最低の価格を提示したものに対し落札決定を行う。この場合において、誤って落札決定を受けた者が1の手続を行っているときは、指名停止措置を行わないものとする。

4 その他

- (1) 1による報告が必要な入札において、必要な手続を怠った場合は、指名停止を行うことがある。
- (2) 本取扱いにより失格し、又は辞退した場合においても、指名審査に係る指名減点を行うものとする。

5 適用日

平成19年4月1日から適用する。

米子市長

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

次のとおり、同一の配置予定技術者を重複して入札参加の申込等をしていることを届け出ます。

[illegible]